

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 6 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
理 事 長

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な  
指導及び監督の実施マニュアルの一部改正について（周知）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、国土交通省自動車局安全政策課から、別添のとおり周知依頼がありました。  
た。

つきましては、本マニュアルを運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の  
安全運行に努めていただけるよう、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・横山）  
電 話：03-3216-4015